

受益者の皆様へ

UBSアセット・マネジメント株式会社

「日興UBS中国A株ファンド 愛称：桃源郷」に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「日興UBS中国A株ファンド 愛称：桃源郷」（以下「当ファンド」といいます。）につきましては、この度、ファンドの名称を「UBS中国A株ファンド（年1回決算型） 愛称：桃源郷」に変更するとともに、投資対象である中国A株市場における規制緩和等に伴う流動性の改善を受けて、毎月の特定期日によって受け付けていたご換金のお申込みを毎営業日^{*}に受け付けること、および投資対象とする投資信託の運用管理費用を引き下げる等の変更を下記の通り実施いたしましたので、お知らせいたします。

^{*}上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日またはシンガポールもしくは香港の休日と同日の場合（以下「海外市場の休業日」）にはご換金のお申込みの受付は行いません。

敬具

記

1. 変更の適用日： 2018年10月10日

2. 主な変更の概要

- ① 当ファンドの名称を「UBS中国A株ファンド（年1回決算型）」に変更いたしました。
- ② ご換金のお申込みの受け付けを毎月特定日のみとしていた制限を無くし、毎営業日（海外市場の休業日を除きます。）に受け付けるようにいたしました。
なお、この変更に伴い、お取り扱い販売会社におけるご換金のお申込み締切時間が「17時まで」から「15時まで」に変更となりました。
- ③ 換金頻度の月次から日次への変更に伴いご換金代金支払いの受渡日は「換金申込受付日から起算して原則として7営業日目から」に変更となりました。
なお、この変更に伴い、お客様のご購入代金の受渡日も「購入申込受付日から起算して7営業日目まで（変更前は6営業日目まで）」に変更されることにご留意ください。
- ④ 投資対象とする投資信託証券の運用管理費用を0.2%引き下げました。

	変更後	変更前
当ファンド	同右（変更無し）	日々の純資産総額に対して年率1.2204%（税抜年率1.13%）を乗じて得た額
投資対象とする投資信託証券 ^(注)	当ファンドの純資産総額に対して年率1.0635%程度	当ファンドの純資産総額に対して年率1.2635%程度
実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して年率2.2839%程度	当ファンドの純資産総額に対して年率2.4839%程度

(注) 投資対象とする投資信託証券における運用管理報酬は当社が当該投資対象ファンドの組入れを基に試算した率です。

※上記「2. 主な変更の概要」②におけるご換金のお申込み締切時間「15時まで」と③におけるお客様のご購入代金の受渡日「購入申込受付日から起算して7営業日目まで」については、10月10日時点での当ファンドの販売会社における取扱い状況となります。

<ご参考情報>

当ファンドにおける上記変更時期に合わせて、投資対象を同じくし決算頻度（年4回）の異なるファンドを新たに設定いたしました。

- ・ファンドの名称：**UBS 中国 A 株ファンド**（年4回決算型） 愛称：桃源郷・年4
- ・お取扱い開始日：2018年10月10日～

※なお、お取扱い販売会社において、既存の「**UBS 中国 A 株ファンド**（年1回決算型） 愛称：桃源郷」と、この新ファンド「**UBS 中国 A 株ファンド**（年4回決算型） 愛称：桃源郷・年4」間でスイッチングが可能です。

ご投資される際には、事前に投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
お買付のお申込にあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容をご確認の上、ご自身でご判断くださいますようお願いいたします。

<投資信託のリスクについて>

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、全てのリスクについて記載されているわけではありません。

- ・中国 A 株投資を行う外国投資信託証券を組入れる場合のリスク
- ・株式の価格変動リスク
- ・カントリー・リスク
- ・為替変動リスク
- ・公社債および短期金融商品に関する価格変動リスク
- ・解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

<投資信託の費用について>

投資信託のご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

【直接ご負担いただく費用】

- ・購入時：購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に対し上限 3.78%（税抜 3.5%）
- ・換金時：信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し 0.3%

【保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

- ・運用管理費用（信託報酬含む）：2.2839%（税込）（ファンドオブファンズの投資先ファンドの概算値を含む）
- ・その他の費用（諸費用（日々の純資産総額に対して上限年率 0.1%）、監査費用、有価証券売買委託手数料、保管費用等）をご負担いただきます。

※その他の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※上記費用の合計額は、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください。

UBS アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 412 号
加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

(別紙：約款変更の変更箇所)

前頁「2. 主な変更の概要 ①～③」に係る約款変更の内容（下線部が変更箇所を示します。）

変更後	変更前
前付表 追加型証券投資信託 <u>UBS 中国 A 株ファンド(年1回決算型)</u>	前付表 追加型証券投資信託 <u>日興</u> UBS 中国 A 株ファンド
約款本文 追加型証券投資信託 <u>UBS 中国 A 株ファンド(年1回決算型)</u> 約款	約款本文 追加型証券投資信託 <u>日興</u> UBS 中国 A 株ファンド 約款
(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②（略） ③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ④～⑦（略）	(受益権の申込単位および価額) 第12条 委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、 <u>1万円以上</u> 1円単位または <u>1万円以上</u> 1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動継続投資または累積投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。 ②（略） ③第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。 ④～⑦（略）
(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第33条 （同右） ②～③（略） ④一部解約金（第35条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、 <u>7</u> 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑦（略）	(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。 ②～③（略） ④一部解約金（第35条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第35条第1項の受益者の請求を受付けた日（ <u>特定日</u> ）から起算して、原則として、 <u>6</u> 営業日目から当該受益者に支払います。 ⑤～⑦（略）
(信託契約の一部解約) 第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円単位または1口単位を最低単位として委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、 <u>一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。</u>	(信託契約の一部解約) 第35条 受益者（委託者の指定する販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、 <u>毎月</u> の <u>一定日</u> において、委託者に <u>1万円以上</u> 1円単位または1口単位の <u>整数倍</u> で委託者の指定する販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 <u>一部解約の実行の請求は、原則として、毎月11日から20日（国内の休業日または「海外市場の休業日」に該当する場合はそれぞれ翌営業日とします。）までに行うものとし、当該特定期間中に申込みされた一部解約の実行の請求については、申込締切日の翌々営業日（「海外市場の休業日」に該当しない日をいいます。）を特定日（特定日が国内の休業日に該当する場合は翌営業日とします。）とし</u>

変更後	変更前
<p>② (略)</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求受付日</u>の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>て、当該特定日に受付けたものとして取扱われます。ただし、<u>第1回目の申込みは、2009年10月13日から2009年10月20日までとし、当該申込期間にかかる特定日は2009年10月22日とします。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の<u>請求を受付けた日(特定日)</u>の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。</p> <p>④～⑦ (略)</p>

以上